

「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」 開催要綱

1. 開催趣旨

大都市に特有の行政課題に対応する観点から、大都市に関する制度や大都市圏域での取組に関し、具体的な課題の整理及び対応の方策について幅広く議論を行うことを目的として、「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」の下にワーキンググループ（以下「WG」という。）を開催する。

2. 構成員

WGは、別紙のメンバーをもって構成する。

3. 座長

- （１）WGに、座長を置く。
- （２）座長は、会務を総理する。
- （３）座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者がその職務を代理する。

4. 議事

- （１）座長は、WGを招集し、主宰する。
- （２）座長は、必要に応じ、必要な者に出席を求め、その意見を聴取することができる。
- （３）WGは原則として公開とし、WG終了後に配布資料を公表する。ただし、座長が必要と認めるときは、WGを非公開とし、又は配布資料を非公表とすることができる。
- （４）WG終了後、議事概要を作成し、公開する。

5. その他

- （１）WGの庶務は、総務省自治行政局行政課において処理する。
- （２）本要綱に定めるもののほか、WGに関し必要な事項は、座長が定める。